

総社市総合文化センター運営規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第10号

総社市総合文化センター運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市総合文化センター条例（平成17年総社市条例第108号）第3条の規定に基づき、総社市総合文化センター（以下「文化センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 文化センターに館長、主事及びその他の職員を置く。

2 文化センターに副館長、次長、主幹、主査及び主任を置くことができる。

(職務)

第3条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督し、文化センターで行われる文化活動の支援を行うものとする。

2 副館長は、館長を助け、文化センターの事務の総合調整を図るとともに、館長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 次長は、館長を助け、文化センターの事務を整理し、副館長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 主幹、主査及び主任は、上司の命を受けて文化センターの事務のうち特定の事項を処理する。

5 主事その他の職員は、上司の指示に従い、その事務を処理する。

(専決事項)

第4条 館長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属する事項は、この限りでない。

(1) 文化センターの使用許可に関すること。

(2) 前号の使用許可に係る使用料の徴収、還付及び減免等に関すること。ただし、減免は、減免基準等が定められているものに限る。

(3) 職員の県内旅行命令及び年次有給休暇に関すること。

(4) 定例又は簡易な各種事業の企画、実施に関すること。

2 副館長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 所属職員の県内旅行命令に関すること。

(2) 所属職員の休日勤務及び時間外勤務の命令に関すること。

(3) 所属職員の年次有給休暇に関すること。

(4) 所属職員の事務分担に関すること。

(5) 総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）別表2財務に関する事項のうち、主務課長の専決事項とされているもの

(6) 軽易又は定例の文書の照復に関すること。

(7) 文化センター内の管理取締りに関すること。

(8) その他前各号に準ずる軽易又は定例の事務処理に関すること。

(簿冊)

第5条 文化センターには、次に掲げる簿冊を備えておかなければならない。

(1) 沿革誌

(2) 日誌

(3) 施設の利用状況に関する簿冊

(4) その他業務上に必要な簿冊

(報告)

第6条 館長は、施設の利用状況等について毎月月報を作成し、必要により市長に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。